

○指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱

平成29年11月6日

告示第98号

(通則)

第1条 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金の交付に関しては、国が定める訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観観産第690号通知。以下「観光庁補助金要綱」という。）及び地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）交付要綱（平成28年3月30日付け20160323財中第7号通知。以下「中小企業庁補助金要綱」という。）に基づき採択され実施する事業以外の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）その他の法令及び関連通知のほか、この告示に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 補助金は、外国人観光客の受入体制整備の充実を図るため、市内の宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店その他外国人観光客が観光目的で利用できる施設（以下、「観光目的で利用できる施設」という。）が、受入環境整備を通じた訪問時及び滞在時の利便性向上を図るために取組を加速化させることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において観光目的で利用できる施設を有する民間の企業等（観光目的で利用できる施設で構成される商店街組織等を含む。）又は個人事業主のうち、指宿市観光協会、指宿商工会議所又は菜の花商工会のいずれかの会員であり、市税等の滞納がない者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、次の各号に定める観光目的で利用できる施設については、それぞれ当該各号に定める施設とする。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている施設であり、かつ、国の観光庁補助金要綱に基づく補助を受けることができないもの

(2) 飲食施設 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により、食品営業の許可を受けている施設

(3) 免税店 消費税法（昭和63年法律第108号）第8条の規定により、輸出物品販売場の許可を受けている施設

(4) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により、浴場業の許可を受けている施設

2 交付対象者が複数の観光目的で利用できる施設を有している場合は、いずれか1施設のみを補助対象とする。

（事業内容）

第4条 市長は、補助事業者が外国人観光客の訪問時及び滞在時の利便性向上を図るため、環境整備を新たに実施する場合に必要となる経費について、その一部を補助するものとする。

（交付対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費は、次の表に掲げるもので、かつ、外国人観光客受入体制充実のために、新たに設置しようとするものであって、初期設置に係る費用のみを補助対象とし、維持管理費は対象外とする。

経費の区分	説明
施設内の公衆無線LAN（Wi-Fi）整備	Wi-Fiについては、無料で無線LANサービスを提供するとともに、外国人観光客に無料で無線LANサービスが利用できることをわかりやすく案内表示すること
施設内のトイレの洋式化	

自社ウェブサイトの多言語化	<p>1. 交付申請時において、施設案内表示、利用案内冊子、メニュー表、パンフレット、リーフレット、施設周辺のマップ等の多言語化を整備していること。または同時に整備すること。</p> <p>2. 整備に当たっては、「観光立国の実現の向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月国土交通省観光庁策定）」に沿ったものとすること。</p>
施設内のテレビの国際放送設備の整備	
クレジットカード等決済対応機器の整備	クレジットカード等決済対応機器について、中国銀聯のオンライン決済に対応するものであること。
消費税免税対応機器等の整備	交付申請時において、所轄する税務署から免税店（輸出物品販売場）の許可を受けていること。又は、同時に許可申請を行うこと。
オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備	
施設内の案内表示の多言語化	<p>1. エレベーター、廊下、宿泊室、店舗等における施設案内表示、利用案内冊子、メニュー表、パンフレット、リーフレット、施設周辺のマップ、指差し会話シート</p>

	<p>ト等であって、外国人観光客受入体制充実のために、新たに多言語による外国語表記を行うものとする。</p> <p>2．整備に当たっては、「観光立国の実現の向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月国土交通省観光庁策定）」に沿ったものとすること。</p>
ムスリムの受入のためのマニュアルの作成	
その他外国人観光客の受入体制の充実を図るために必要であると市長が認めた事業	事業者等団体の運営費、人件費等経常的経費は補助対象外とする。

(交付限度額)

第6条 交付対象経費のうち、市が補助事業者に補助する経費（以下「補助金額」という。）は、1補助事業者につき20万円を上限とし、補助対象経費に補助率50パーセントを乗じて得た額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税（以下、この項において「消費税」という。）のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。ただし、補助対象経費の支出に係る決算期において、消費税の納税義務が免除となる事業者は、消費税仕入控除税額を含めた額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業に着手する前に、

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) デザイン図、設置場所、サイズ、数量等の事業内容が分かるもの
- (3) 見積書（2者以上）
- (4) 補助金の交付申請日から過去3月以内に発行された納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）。ただし、本市が市税等の納付状況について調査することに指宿市税等の納付に関する調査承諾書（第3号様式）をもって同意する場合は不要とする。
- (5) 営業許可証の写し（補助事業者が宿泊施設又は飲食施設の場合）
- (6) 一般型輸出物品販売場許可証の写し（補助事業者が所轄税務署から許可を受けている場合）
- (7) 暴力団排除に関する誓約・同意書（第4号様式）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助事業者による第1項に係る交付申請は、当該年度内に1回に限るものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適當と認めたときは、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助

金交付決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定の日から起算して30日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請を取り下げる場合は、交付申請書の写しを添えて指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金申請取下書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（事業計画変更等の承認）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金変更申請書（第7号様式）に変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 第7条第2項のただし書により交付の申請をした場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったとき。
- (2) 交付対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (3) 交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業実績書（第9号様式）
- (2) 契約書、請求書、領収書、納品書等の写し
- (3) 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- (4) 前3号掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、交付対象事業に係る実績報告書等の審査を行い、交付対象事業が補助金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、補助事業者に指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付確定通知書（第10号様式）を通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金等交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この告示又はこれらに基づく市長の处分若しくは指示に違反した場合
(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
(4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金返還命令通知書（第12号様式）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による納付の期限については、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納額についてその未納期間に応じて、政府契約の支払遅延に対する遅延利息

の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）を用いて算定した延滞金を徴することができる。

- 4 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。
 - 5 本条の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- （交付金の経理等）

第15条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間又は第18条第2項に定める財産の処分を制限される期限の属する年度のいずれか遅い年度まで保存しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 市長は、この告示による補助により補助事業者に収益が生じたときは、補助事業者に対して、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金返還命令通知書により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により返還を命ずることができる額は、交付額を上限とする。
- （財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、当該補助事業の実施により取得した財産等について、当該年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 補助事業者が、第1項に付した条件に基づき承認を受ける場合は、あらかじめ指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金返還命令通知書により、その収入の全部、若しくは一部を市に返還させることがある。

（勧告、助言等）

第19条 市長は、補助事業者に対し、適正化法その他の法令及びこの告示の施行のため必要な限度において、交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要があるときは、交付対象事業を検査し、その結果、違反の事実があると認めるとときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第20条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月15日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第35号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

指宿市長

様

申請者 所在地

名 称

氏 名

印

(法人等にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先 ()

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付申請書

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金の交付を受けたいので、
指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第7条の規定に基
づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業計画書
- (2) デザイン図、設置場所、サイズ、数量等の事業内容が分かるもの
- (3) 見積書（2者以上）
- (4) 補助金の交付申請日から過去3か月以内に発行された納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）

または、指宿市税等の納付に関する調査承諾書

- (5) 営業許可証の写し（補助事業者が宿泊施設又は飲食施設の場合）
- (6) 一般型輸出物品販売場許可証の写し（補助事業者が所轄税務署から許可を受けている場合）
- (7) 暴力団排除に関する誓約・同意書
- (8) 消費税及び地方消費税の納税義務が免除となる事業所は、免除であることが分かる資料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第2号様式（第7条関係）

平成 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業計画書

施設名：

補助対象事業の 内容	補助対象事業の 開始及び完了予定日	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)
合 計			

第3号様式（第7条関係）

指宿市税等の納付に関する調査承諾書

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金を交付申請するに当たり、私（当社）の指宿市税等の納付状況を調査することを承諾いたします。

年　月　日

申請者住所又は事業所所在地

氏　名　　　　　　　　　印
(法人等にあっては名称及び代表者の氏名)

指宿市税等の納付に関する調査確認書

上記の者（申請者が法人である場合は、当該法人）の、納期到来分までの指宿市税等の納付状況は次のとおりです。

滞納なし 滞納あり その他（　　）

年　月　日

確認者　　　　　　　　　印

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金の交付申請に係る市税等の納付状況調査確認願

税務課長 殿

上記の者（申請者が法人である場合は、当該法人）の市税等の納税状況について、調査のうえ確認願います。

観光課長

第4号様式（第7条関係）

年　月　日

指宿市長 殿

住所又は所在地

氏名

印

(法人等にあっては名称及び代表者の氏名)

暴力団排除に関する誓約・同意書

私（法人である場合は当法人、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、指宿市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している民間企業等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している民間企業等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している民間企業等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間企業等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している民間企業等
- (7) 前各号のいずれかに該当する民間企業等であることを知りながら当該民間企業等と取引をしている民間企業等

以上

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日
様

指宿市長

印

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付決定に付する条件

補助金等の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとします。

補助金等の額は、補助事業等に要する経費から事業者自己資金及び補助対象経費のうち仕入に係る消費税相当額等を除いた額とします。

ただし、消費税の納税義務が免除となる事業者については、消費税仕入控除税額を含めた額を補助対象経費とします。

また、その額は指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく額を上限とし、当該補助事業等に要する経費の確定額が、補助事業等に要する経費を超える場合においても、「補助金等の額」とし、補助事業等に要する経費を下回った場合においては、「補助金等の額」を変更することができます。

補助事業により取得した財産等については、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第17条の規定により管理及び運用を図るとともに、処分等をしようとするときは、同要綱第18条の規定により市長の承認を受ける必要があります。

第6号様式（第9条関係）

年　月　日

指宿市長

様

申請者　住　所

氏　名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金申請取下書

年　月　日付けで交付申請した指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金について、申請を取り下げたいので、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請を行った年月日

年　月　日

2 申請を取り下げる事由

(注) 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付申請書の写しを添付すること。

第7号様式（第10条関係）

年　　月　　日

指宿市長

様

申請者　住　所

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業変更申請書

年　　月　　日付けで交付申請した指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金について、申請内容を変更したため、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

変更の内容が確認できるもの

第8号様式（第11条関係）

年　　月　　日

指宿市長　　様

申請者　所在地

名　称

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で決定通知のあった　　年度指宿
市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金に係る事業を実施したので、下記
のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金等の交付決定額及びその精算額

交付決定額　　金　　円

事業実施額　　金　　円

2 補助事業等の実施期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

3 添付書類

(1) 指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業実績書

(2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し

(3) 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第9号様式（第11条関係）

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金事業実績書

補助対象事業者名：

補助対象事業 の内容	補助対象経費 (A)	交付決定額 (B)	事業実施額 (C)	差額(D) (A)-(C)	補助金額(E) (Bまたは、C の1/2の額の 小額の方)
合 計					

第10号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日
様

指宿市長 印

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知をした 年度指宿市
外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金については、下記のとおり補助金等
の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

指宿市長 様

申請者 所在地

名 称

氏 名

印

(法人等にあっては名称及び代表者の氏名)

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金等交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知があった 年度指
宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金については、下記のとおり請求
します。

記

金 _____ 円

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別	1 普通	2 当座	3 貯蓄 4 ()
口座番号			
口座名義人			

※請求者と口座名義人が異なる場合は請求印を押印すること。

第12号様式（第14条、第16条、第18条関係）

第 号
年 月 日
様

指宿市長 印

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金の交付対象事業に係る交付額について、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第14条第2項、第16条第1項又は第18条第4項の規定の基づき、次のとおり返還を命じます。

1 交付額

金 円

2 返還命令額

金 円

3 返還期限

年 月 日まで

第13号様式（第18条関係）

年　月　日

指宿市長

様

申請者　所在地

名　称

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金財産処分承認申請書

下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、指宿市外国人観光客受入体制整備費助成事業補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業者の名称・所在地・代表者氏名

2 総事業費

3 交付対象経費

4 処分する施設・設備の名称

5 処分内容

6 処分する理由

(1) 処分する施設・設備の名称の欄には、処分する財産を具体的に記載すること。

(2) 施設は、所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、設備は、申請時における具体的な用途を記載すること。

(3) 処分内容の欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売却価格、賃貸料等）等を記載すること。